

令和元年度
事務事業評価及び特定分野評価
外部評価に関する建議書

令和元年 10月

愛川町行政改革推進委員会

はじめに

愛川町行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として設置され、所掌事項の1つとして、行政評価制度における外部評価に関することが定められております。

本委員会では本年度、8月7日、10月4日の2日間の日程により、6の事業について外部評価を実施いたしましたので、その結果を建議します。

国全体が人口減少局面を迎える中であって、地方自治体の目の前には、地方創生、子育て支援、防災対策など、行政課題がまさに山積しています。本建議書が、愛川町の事務事業等のより効果的で効率的な執行への手がかかりとなり、行財政改革がさらに推進されることによりまして、各種行政課題へのスムーズな対応に寄与することを望みます。

令和元年10月

愛川町行政改革推進委員会
委員長 牛山久仁彦

目 次

1	外部評価の位置付けについて.....	1
2	外部評価の実施方法について.....	1
3	外部評価結果の概要.....	1
4	対象事業ごとの外部評価結果.....	4
参考資料 1	愛川町行政評価実施要領（平成25年4月 策定）.....	10
参考資料 2	令和元年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法.....	16
参考資料 3	令和元年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領.....	21
参考資料 4	愛川町行政改革推進委員会の概要.....	23

1 外部評価の位置付けについて

外部評価は、「愛川町行政評価実施要領（平成25年4月 策定）」において、自己評価、1次評価に次ぐ2次評価として位置づけられており、評価者は行政改革推進委員会と定められている。また、外部評価の内容は、「1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする」とされている。

2 外部評価の実施方法について

本委員会では、外部評価の実施にあたり、「令和元年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領」を定め、次のとおり評価を実施した。

- (1) 対象事業 6事業（事務事業評価3件、特定分野評価3件）
- (2) 評価体制 委員会を2班に分け、3事業ずつ評価を実施したうえ、最終的に全体で評価のとりまとめを行った。
- (3) 評価の流れ 対象事業1事業あたり50分で、事業等所管課による説明、質疑、意見交換、まとめの順でヒアリング及び評価を行った。
- (4) 評価の視点等 妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点を基本としながら、ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断した。

3 外部評価結果の概要

- (1) 評価区分別件数

	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	合計
第1グループ	1	0	2	0	0	0	3
第2グループ	2	0	0	0	1	0	3
合計	3	0	2	0	1	0	6

(2) 評価及び意見等の一覧

○ 第1グループ

事業番号	事業名	評価	今後の方向性に係る意見等
1-1	定住促進事業費	改善	三世帯同居の推進は「子育て」や「介護」など、家族間の支え合いに繋がるものであり、人口増加にも寄与できるものであることから、本制度の積極的な周知に努めるとともに、生産年齢人口の転入や空き家の活用につながるなど、より有効な制度となるよう改善すべきである。
1-2	出産祝い金支給事業費	現状維持	本制度は少子化対策や移住定住施策の推進に有効なものであることから、現状の事業を継続するとともに、よりきめ細かい周知や、申請期間の延長など、より効果的な事業となるよう努めてほしい。
1-3	若者たちの音楽祭開催経費	改善	本イベントは多くの若者が参加しており、若者文化の創造と定着に向け一定の効果が認められ、将来性のある事業と考えられるが、音響設備などの経費面や受益者負担、実行委員会による自主開催などの課題について検証し、より妥当性の高い事業へと改善を図るべきである。

○ 第2グループ

事業 番号	事業名	評価	今後の方向性に係る 意見等
2-1	住宅用太陽光発電設備設置事業補助金	再構築	1次評価のとおり、「スマートハウス」や「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）」に対する補助等、環境負荷の低減に資する新たな施策を構築するとともに、事業効果を高めるためにも、引き続き節電意識の向上に向けた周知啓発等の取組みを実施するべきである。
2-2	福祉体育大会開催経費	現状維持	本イベントは高齢者や障がい者の社会参画に繋がるものであることから、現状の事業を継続するとともに、企業の協力による開催費用の縮減や屋内での開催、他行事と重複しない内容への変更など、さらなる創意工夫に努めてほしい。
2-3	議会だより発行事業費	現状維持	本事業は町民と議会を繋ぐ重要なツールであることから、現状の事業を継続するとともに、専門用語に解説を付したり、読みたくなるよう紙面を工夫したりすることや、若い人をターゲットにWEB上のコンテンツを充実するなど、より議会が町民にとって身近になるよう努めてほしい。

4 対象事業ごとの外部評価結果

①事業番号	1-1	②事業名	定住促進事業費				
③事業の目的	親・子・孫などの三世同居を促進することで、町内の定住人口の増加を図るとともに、子育てや介護など、家族の支え合いを促進するもの。						
④事業の内容	親・子・孫などの三世が町内で新たに同居するために住宅を取得又は改修する場合に、その費用の一部を助成するもの。 【補助金額：住宅取得費用の2分の1（上限30万円）、住宅改修費用の2分の1（上限20万円）】						
⑤実績	成果指標	三世同居定住支援住宅取得・改修補助金申込件数					
	実績値(H30)	5件					
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○国の補助金を受けているのか。 ⇒社会資本総合整備交付金を受けている。</p> <p>○近隣市町村と比較して補助金額は多いのか。 ⇒近隣と同程度の水準で補助金額を設定している。県内でも早い段階で取組を実施している。</p> <p>○周知はどのように実施しているのか。 ⇒広報紙や町ホームページのほか、県内全ての住宅展示場、近隣の不動産業者などにも制度のPRチラシを配布している。</p> <p>○本制度の補助金を受けて移住された方の世代構成は。 ⇒三世代のため、70代・40代・小さいお子さんという構成が多い。</p> <p>○孫がまだいないが、これから可能性がある場合は対象にならないのか。 ⇒対象にならない。ただし、三世代で建物が別でも、同じ敷地内なら適用するようにしている。</p> <p>○補助金を受けた後に引越した場合は、補助金は返還となるのか。 ⇒原則としては返還となる。</p>						
⑦主な意見	<p>○愛川町は子育てに良い環境であるが、交通の便などで転出してしまう人もいると聞く。物件は近隣に比べ安いので、引き続きパンフレット等による周知などを行い、本制度を広めていただきたい。</p> <p>○基本的には予算の範囲内で改善するべきだが、人口増加を目指すなら、補助金額を増やしても良いのではないか。</p> <p>○他の自治体では、住宅を建てる際に地元産の木材を使用すると補助金額が加算される仕組みのところもある。</p> <p>○補助金制度について他自治体との差別化を図るべきである。</p> <p>○三世同居は難しい面もあるが、子育て・介護など、家族間の支え合いに意味がある。</p> <p>○空き家が増加しているようなので、有効活用を検討するべき。</p> <p>○不動産業者の物件情報に本制度の情報も入れてもらうなど、連携してPRしては。</p>						
⑧グループの採決	<input type="checkbox"/> 実施した <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない						
⑨グループでの採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	人	人	人	人	
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善		
⑫今後の方向性に係る意見等	三世同居の推進は「子育て」や「介護」など、家族間の支え合いに繋がるものであり、人口増加にも寄与できるものであることから、本制度の積極的な周知に努めるとともに、生産年齢人口の転入や空き家の活用につながるなど、より有効な制度となるよう改善するべきである。						

①事業番号	1-2	②事業名	出産祝い金支給事業費			
③事業の目的	少子化対策として、新生児を出産した家庭に対し、子どもの誕生を祝うとともに、子育てに伴う家計の負担の軽減を図るもの。					
④事業の内容	新生児を出産した世帯に対し、第1子 30,000円 第2子 50,000円 第3子以後 70,000円を支給					
⑤実績	成果指標	支給件数				
	実績値(H30)	181件				
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○申請要件を満たしている保護者全員に対して、出産祝い金が支給できているのか。 ⇒出産の日の翌日から起算して60日以内の申請期限と、町税の完納という要件があるため、全員に対しては支給できていない。</p> <p>○国や県からの補助金はあるのか。 ⇒出産祝い金に対しての県や国からの補助金はない。</p> <p>○里帰り出産の場合は支給されないのか。 ⇒子の出生日に愛川町に住民登録があれば対象となる。</p> <p>○所得制限はあるのか。 ⇒所得制限はない。</p> <p>○出産祝い金の対象者のうち、外国籍住民は何名いるのか。 ⇒平成30年度の出生数では、210人の内18人が外国籍住民である。</p> <p>○手続きに来られた方への説明の徹底はされているか。 ⇒出生届を出された方は、子育て支援課に案内され、小児医療証の交付などとともに出産祝い金の説明を受ける流れができています。</p>					
⑦主な意見	<p>○幼稚園や保育園などへのパンフレット配架や外国籍住民向けのパンフレット作成など、よりきめ細かい周知に努めてほしい。</p> <p>○移住定住の促進に繋げるのであれば、町外に向けたPRも必要である。</p> <p>○申請期間の60日は短いため、延ばしても良いのではないか。</p> <p>○祝い金の金額設定について、地方はより高額でインパクトがある。</p> <p>○現状の金額設定から減らすべきではない。</p> <p>○近隣自治体では出産祝い金制度はないところもあり、町の子育て支援策として有効であると考えます。</p>					
⑧グループの採決	<input type="checkbox"/> 実施した <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない					
⑨グループでの採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	現状維持	⑪委員会の最終評価			現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等案	<p>本制度は少子化対策や移住定住施策の推進に有効なものであることから、現状の事業を継続するとともに、よりきめ細かい周知や、申請期間の延長など、より効果的な事業となるよう努めてほしい。</p>					

①事業番号	1-3	②事業名	若者たちの音楽祭開催経費				
③事業の目的	ロックやポップス、ジャズなどの軽音楽に励む若者たちの音楽活動発表の場として、参加者主体の音楽祭を開催することにより、若者同士の交流や世代間の理解を深め、新たな若者文化の創造と定着に寄与する。						
④事業の内容	高校生から 30 歳代までの若者及び 40 歳以上の歳を重ねてもカッコ良いおじさん・おばさんたちによる軽音楽演奏発表						
⑤実績	成果指標	来場者の人数					
	実績値 (H30)	4 6 7 人					
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○開催経費の大部分が音響の費用ということだが、文化会館の音響設備ではだめなのか。 ⇒文化会館に必要な音響設備では足りないため、専用の音響設備をレンタルしている。</p> <p>○アンケートを実施しているようであるが、その結果は。 ⇒概ね好評である。</p> <p>○5周年の事業はどのように行うのか。 ⇒過去の出演者でメジャーやインディーズに進出している方、勤労祭に出演されているジャズバンド等に出演していただきたいと考えている。</p> <p>○昨年度、入場者数が増えた要因は。 ⇒キッズダンス、和太鼓などを取り入れるなどの工夫をしてくれている。</p> <p>○入場料を設定して町負担を減らす考えはあるのか。 ⇒出演者はプロではないため、有料にしてチケット販売するのは難しい。</p> <p>○小学生全員に無料チケットを配布しても良いのではないのか。 ⇒学校長会議で説明の上、ポスターなどの資料を配布している。</p> <p>○来場者は出演者ごとに入れ替わりが多いのか。 ⇒そのとおり。開催時間が長いため、少しでも長く様々な出演者の演奏を聞いていただけるとが課題である。</p> <p>○常時満席にはならないのか。 ⇒大方8割は埋まっている。</p> <p>○出演者が多すぎて困るようなことはないか。 ⇒先日、第5回の出演者募集を締め切ったところだが、若干の方にはお断りをする可能性がある。</p>						
⑦主な意見	<p>○担当課は不特定多数に広く及ぶ事業と自己評価しているが、音楽に関心のない方には効果の及ばないものではないか。</p> <p>○受益者負担が少ないため、入場料を取って、町の負担を減らすべきでないか。</p> <p>○来場者には出演者の家族も多いと思うので、入場料を徴収するのは難しいと思う。</p> <p>○地域文化の振興に寄与しており、特に子どもや若い人が参加して盛り上げているので、事業は継続するべきだと思う。</p> <p>○将来性のある事業として、引き続き実施してほしい。</p> <p>○文化会館主催事業にする方法もあるのではないか。</p> <p>○1次評価のとおりが良いと思う。</p>						
⑧グループの採決	□実施した ■実施していない						
⑨グループでの採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	人	人	人	人	
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善		
⑫今後の方向性に係る意見等案	本イベントは多くの若者が参加しており、若者文化の創造と定着に向け一定の効果が認められ、将来性のある事業と考えられるが、音響設備などの経費面や受益者負担、実行委員会による自主開催などの課題について検証し、より妥当性の高い事業へと改善を図るべきである。						

①事業番号	2-1	②事業名	住宅用太陽光発電設備設置事業補助金			
③事業の目的	住宅用太陽光発電設備の設置者に対し、設備の設置等に要する経費を補助することで、再生可能エネルギーを有効に利用し、環境に対する負荷の軽減を図る。					
④事業の内容	住宅用太陽光発電設備（出力 10 キロワット未満）の設置等に要する経費に対し、最大出力値（単位はキロワット）に 15,000 円を乗じて得た額（1,000 円未満切捨て） 上限 52,000 円					
⑤実績	成果指標	住宅用太陽光発電設備設置件数／年				
	実績値(H30)	21件				
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○補助金交付件数の新築と既設住宅の割合は。 ⇒新築が 40%程度、既設住宅は 60%程度となっている。</p> <p>○国や県の上乗せ補助はあるのか。 ⇒太陽光パネル単独の補助制度はない。</p> <p>○国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）」に対する補助金はいつから開始されたのか。 ⇒平成 27 年度から開始している。</p> <p>○他の市町村と比較して、52,000 円の補助金額設定は適切か。 ⇒町と同額程度の市町村が多い。</p> <p>○ZEHについて、大手住宅メーカーは対応できるが、町内の業者は対応できるのか。 ⇒把握していない。国の補助金を使うには「ZEHビルダー」としての登録が必要となる。</p> <p>○H30 年度の決算と R 元年度の予算を比較すると、R 元年度の予算が大きくなっているのはなぜか。 ⇒申請の増を見込み、実績より大きい件数で予算化している。</p> <p>○R 元年度予算の見込み件数と現時点の実績は。 ⇒30 件の見込みに対し、10 件の申請を受付けている。</p>					
⑦主な意見	<p>○電気の固定買取り価格の引き下げにより設置者が減少しているため、ZEH等への切り替えは理解できる。</p> <p>○東日本大震災直後に比べ、近年は節電意識が低くなっていると思う。本補助金による省エネ化推進だけではなく、節電に対する周知啓発も重要である。</p> <p>○環境対策の意識向上のPRと合わせた事業を考えるべき。</p> <p>○蓄電池やスマートハウスなどの補助制度も検討するべきであるが、町内の建築業者の仕事減少に繋がらないよう配慮するべきである。</p> <p>○太陽光発電設備設置補助金の予算は縮小し、他の補助制度に財源を振り向けるべきである。</p>					
⑧グループの採決	<input type="checkbox"/> 実施した <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない					
⑨グループでの採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	再構築		⑪委員会の最終評価		再構築	
⑫今後の方向性に係る意見等案	<p>1次評価のとおり、「スマートハウス」や「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）」に対する補助等、環境負荷の低減に資する新たな施策を構築するとともに、事業効果を高めるためにも、引き続き節電意識の向上に向けた周知啓発等の取組みを実施するべきである。</p>					

①事業番号	2-2	②事業名	福祉体育大会開催経費				
③事業の目的	スポーツを通じて高齢者、心身障がい児者、母子、民生児童委員との、より広域的な親睦と連帯の場を提供し、健康と生きがいの高揚を図り、ともに、社会の連帯感を醸成し、一般町民の理解と関心を高め、福祉の向上を図る。						
④事業の内容	老人クラブ、身障協会、母子福祉会などの団体が参加して、隔年で10月に実施している。チーム対抗形式により競技を行う。						
⑤実績	成果指標	大会への参加者					
	実績値(H29)	700人 ※H30は開催していないため、H29の実績値を記載					
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○開催費用を下げる工夫についてどのようなことを考えているか。 ⇒送迎バス代の見積合わせなどにより開催費用の圧縮を図っているが、人件費の高騰などにより難しい面もある。</p> <p>○バス代、テントレンタル代は入札によるものか。 ⇒数社からの見積もりを取っている。</p> <p>○企業などからの寄付はあるか。 ⇒寄付は受け付けていない。</p> <p>○参加25団体のうち多くが高齢者関係であるが、障がい者団体への周知方法は。 ⇒各障がい者団体に直接、協力を依頼している。</p> <p>○チーム編成方法について。 ⇒参加団体の出席者などにより、臨機応変に編成している。</p>						
⑦主な意見	<p>○本事業は継続すべきであるが、引き続き経費削減に努めてほしい。</p> <p>○勤労祭では企業から協賛金を募っている。企業の福祉に対する考え方も変わってきているので、企業を巻き込んだ事業展開も重要である。</p> <p>○テントやプログラムなどに企業広告を掲載するなど工夫してみてもいいのではないか。</p> <p>○景品を町予算で購入しているが、企業からの提供等を募ってもいいのではないか。</p> <p>○障がい者にとって励みとなる事業であり、継続を希望する。</p> <p>○高校生などのボランティアを募り、極力職員の負担を減らすべきではないか。</p> <p>○高齢者向けの他の行事と重複する内容であるため、他の高齢者向け行事と重複しないようにするなど、開催方法に工夫の余地はある。</p> <p>○屋外での実施は天候に左右され、準備も大変なので体育館での実施が好ましいと思う。</p>						
⑧グループの採決	<input type="checkbox"/> 実施した <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない						
⑨グループでの採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	人	人	人	人	
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持		
⑫今後の方向性に係る意見等案	<p>本イベントは高齢者や障がい者の社会参画に繋がるものであることから、現状の事業を継続するとともに、企業の協力による開催費用の縮減や屋内での開催、他行事と重複しない内容への変更など、さらなる創意工夫に努めてほしい。</p>						

①事業番号	2-3	②事業名	議会だより発行事業費			
③事業の目的	議会は、町民参加による開かれた議会を実現するため、議会情報の積極的な公開及び提供に努めなければならないことから、町民に議会の活動状況を報告するとともに、議会に対する理解や関心を深めるもの。					
④事業の内容	各定例会ごと（臨時会は直近の発行時に掲載）の年4回（2・5・7・11月の各15日）発行（11,500部×4回）。広報広聴常任委員会において、掲載内容やレイアウト等の協議検討を行い、業者での校正・編集により印刷。町内に全戸配布するとともに、金融機関や町公共施設等にも備え付けている。					
⑤実績	成果指標	議会だより配布率				
	実績値(H30)	66.1%				
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○発注方法は入札・見積合わせのどちらか。 ⇒入札である。</p> <p>○広報広聴常任委員会の手当てはあるのか。 ⇒手当はない。</p> <p>○配布は委託しているか。 ⇒お茶の間通信などに合わせて配布を委託している。</p> <p>○自治会加入率が低くなっている。お茶の間通信の配布方法では少ないのではないか。 ⇒自治会加入率が低下傾向にあるので課題として捉えている。</p>					
⑦主な意見	<p>○自治会加入率だけでなく、新聞購読世帯も減少傾向にあるため、町広報紙全体の配布方法について検討してほしい。</p> <p>○紙面に専門用語が多いため、解説を付けるなど工夫が必要である。</p> <p>○町民と議会を繋ぐ重要なツールである。</p> <p>○お茶の間通信の方が身近なことなので興味ある人が多い。読みたくなるような工夫が必要である。</p> <p>○若い人は情報収集を主にスマホで行うため、WEB上のコンテンツを充実させ、今後は紙媒体の発行部数を減らしても良いのではないか。</p> <p>○若い人はスマホでの情報収集が多い。スマホ用HPを活用してはどうか。</p> <p>○傍聴者がより多く議会に訪れる工夫が必要である。</p>					
⑧グループの採決	□実施した ■実施していない					
⑨グループでの採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等案	<p>本事業は町民と議会を繋ぐ重要なツールであることから、現状の事業を継続するとともに、専門用語に解説を付したり、読みたくなるよう紙面を工夫したりすることや、若い人をターゲットにWEB上のコンテンツを充実するなど、より議会が町民にとって身近になるよう努めてほしい。</p>					

参考資料1 愛川町行政評価制度実施要領（平成25年4月 策定）

I. 行政評価制度の導入目的

1 導入の背景

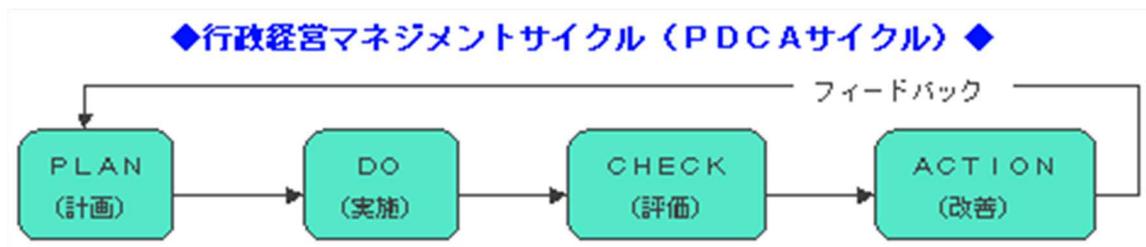
昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第2次改定版」（平成15年度～平成17年度）に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」（平成16年条例第1号）により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

2 導入の目的

愛川町行政評価制度（以下「行政評価制度」という。）は、限られた行政資源（人、財源、物）を効果的に活用していくために必要な「計画～実施～評価～改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。



II. 行政評価制度の概要

1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

(1) 効果的かつ効率的な町政運営（自治基本条例）

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

(2) 評価結果の公表（自治基本条例）

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進していくための仕組みとして発展させていくものとする。

(3) 政策等への反映（自治基本条例）

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

(4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

(5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

(1) 事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画、予算編成を所管する企画政策課による事前調整後、庁内行政評価委員会による2次評価を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、後期基本計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

(3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

(4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

Ⅲ. 行政評価制度の詳細

1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の種類	内容	実施する時期
1	施策評価	総合計画の基本計画（「節」のレベル）単位で、主に目標の達成状況について評価し、次の基本計画策定や施策を構成する事務事業の精査に活用するもの。	基本計画の計画期間が開始してから3年を経過した後
2	事務事業評価	原則として予算書における子事業の単位で、施策目標の達成に当該事務事業が与える効果について評価し、事業の取捨選択、実施内容の見直しに活用するもの。	毎年度
3	特定分野評価 （事務事業評価の1つの形態）	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの課題を有し、予算書における子事業の単位よりも細かい単位で評価することが必要なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直しに活用するもの。評価の手法は原則として事務事業評価と同様とする。	原則として毎年度

2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価を行うことが適当であると認められた事業、又は総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の分野における事務等で、総務部長が必要と認めるものを対象とする。

3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管する所属の長（複数の所属が関係する施策については最も関係が深い所属の長とする）	所定の様式を用い、成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に対し、改善等の方向性を決定する。
1次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討する。
2次評価 （外部評価）	行政改革推進委員会	1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善策を決定する。

4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標 （アウトカム指標）	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを客観的に示すための指標。 なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適した指標と中間的な状態を示すために適した指標があるため、行政評価の種類により使い分けるものとする。 例) 交通安全教室参加者数（中間的指標） 交通事故による死亡者数（最終的指標） 等
活動指標 （アウトプット指標）	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の状況を客観的に示すための指標。 例) 交通安全教室開催回数 等

※ 目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標（イ

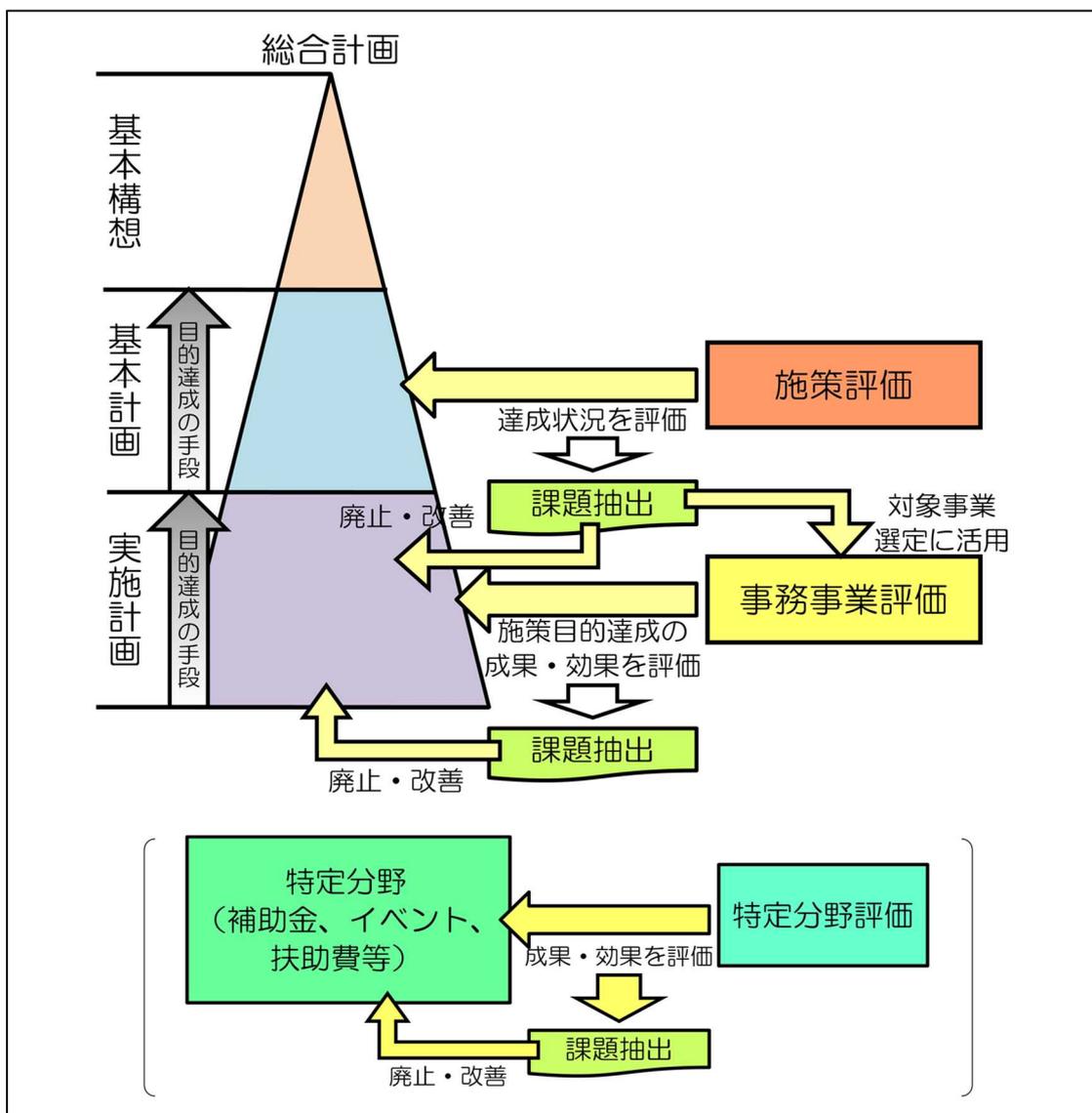
ンプット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

◎ 実際の評価の際の、評価項目(評価の視点)、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

6 行政評価制度体系図



参考資料2 令和元年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施するもの。

2 評価対象事業

別添「令和元年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行った。

(1) 評価対象とする事務事業

ア 所管課から、評価対象事業として提案のあった事務事業

イ 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）

ウ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）

エ 総合計画等の計画どおり、円滑に実施できているか検証が必要な事務事業（各計画に基づく事務事業：福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）

オ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）

カ 特定分野評価は上記ア～オに該当する補助金であって、原則として1件5万円以上のものについて行う。

(2) 評価対象から除く事務事業

ア 過去に対象となったもの（概ね3年以内）

イ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

(3) 対象事業の件数

効率的・集中的に評価を行うことにより実施効果を高めるため、原則として、1課あたり事務事業評価・特定分野評価それぞれ1件以内とした。

3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、外部評価として2次評価を実施する。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議において改善策を決定する。

4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目とする。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価とする。

(1) 妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定する。

基準	説明
法令等で義務付けられた事業である	単に法令（＝法律、政省令、条例）に位置づけられているのではなく、実施が義務である場合は○。根拠が町の規則や要綱のみの場合は×
民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	町が事業・サービスを廃止しても、民間が同種の事業・サービスを実施でき、町民が利用できると考えられる場合は×
国や県において実施している事業との重複がない	民間サービスはあるが町内への進出が不可能と思われる場合は○。国、県が町と同種類の事業・サービスを実施しており、対象者が重複して、又はいずれかを選んで利用できる場合は×
事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	同種類の事業があっても、対象者が明確に分かれていて重複、選択の余地がない場合は○。事業開始時から変わらず町民ニーズがある場合は○。町民ニーズが低下している場合や、ニーズはあるが事業開始時と異なる内容になっている場合は×
事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	時間帯、場所の設定によって、事業・サービスの対象が相当程度限定されてしまう場合は×
受益に応じた負担は適正である	受益者負担が低すぎる、又は高すぎる場合は×
事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	受益者負担なしであっても、負担なしが妥当な事業の場合は○。直接の対象者は少数でも、不特定多数の人への波及効果がある場合は○。
事業・サービスの対象者の日常生活に必要不可欠な事業である	もし当該事業・サービスがなくなったら、対象者の日常生活に支障を来たすと考えられる場合は○。

(2) 有効性

事業等の実施効果を、目標達成の成否及び基準年度との比較により判定する。

平成30年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上している場合や、反対に基準となる年度よりも成果が悪化していても平成30年度の目標を達成しているのであれば、一定程度評価する。

(3) 効率性

より費用をかけずに成果を挙げているかとの観点から、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定する。

(4) 有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的達成に貢献している度合について、施策の目的達成に対する事業等の効果が直接的か間接的か、また、総合計画の同じ節に属する他事業等と比較した優先度（重要度）により判定する。

5 評価区分

(1) 評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとする。

妥当性	A	基準を満たす項目が75%以上（6～8項目）
	B	基準を満たす項目が50%以上75%未満（4～5項目）
	C	基準を満たす項目が50%未満（0～3項目）
有効性	A	成果指標についての平成30年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標についての平成30年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している ・成果指標についての平成30年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	C	成果指標についての平成30年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い ・成果が低下しているが、成果の低下率よりも費用の縮減率の方が高い
	C	・成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い

		<ul style="list-style-type: none"> ・費用を削減しているが、費用の削減率よりも成果の低下率の方が高い ・費用が増加し、成果も低下している
有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である
	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとする。

評価の項目の内訳	評価の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが4つ ・ Aが3つ、Bが1つ ・ Aが2つ、Bが2つ 	良好に実施できている
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが1つ、Bが3つ ・ Bが4つ 	改善の余地がある
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ ・ Aが3つ、Cが1つ ・ Aが2つ、Cが2つ ・ Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ ・ Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ ・ Bが3つ、Cが1つ 	改善すべき点がある
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが1つ、Cが3つ ・ Bが2つ、Cが2つ ・ Bが1つ、Cが3つ ・ Cが4つ 	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価するものとする。

なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるが、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとする。

区分	内容
現状維持	引き続き現行の事業等を実施すべき
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業等に資源を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業等を残し、事業等の内容を改善することで、目的の達成を図るべき

縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき
再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の事業等を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき ・ 事業等の実施を民間等に委ねるべき
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

- (4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分
それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同一の区分とする。

6 評価結果の活用

(1) 実施計画策定時

1次評価終了時から活用し、行政改革推進本部会議において町の最終方針及び改善策が確定した後、その内容を確定版の実施計画に反映するものとする。

(2) 予算編成時

予算編成方針の策定、令和2年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した町の最終方針により行うものとする。

7 公表

(1) 評価結果及び町の最終方針等

町の最終方針確定後、最終方針に沿って作成する改善計画書と合わせて、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

(2) 2次評価（外部評価）結果

外部評価を実施した事務事業等の評価結果については、上記(1)以前であっても、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

8 スケジュール

別添「令和元年度行政評価スケジュール」のとおり。

以上

参考資料3 令和元年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領

1 目的

町民や学識経験者などの外部からの視点により、1次評価の結果の妥当性をチェックし、評価の妥当性をより高めるために実施するもの。

2 対象事業

事務事業評価及び特定分野評価（補助金、イベント）のうち、6事業を対象とする。内訳は次のとおり。

(1) 事務事業評価 3事業（全15事業）

(2) 特定分野評価（補助金、イベント） 3事業（全7事業）

合計 6事業（全22事業）

※全対象事業の約27パーセントを外部評価対象事業として抽出

なお、対象事業の選定にあたっては、1次評価までの結果を踏まえ、町として外部評価の実施を希望する事業を選定することを基本とし、行政改革推進委員会から特に希望がある場合には委員会の意向を踏まえるものとする。

3 評価体制

行政改革推進委員会委員により、6人の班と5人の班（2班体制）を編成し、各班のグループリーダーを決定する（事前＝7月8日）。

班ごとに、対象事業のヒアリングを行い、評価並びに方向性に係る意見案の決定をする（1日目＝8月7日）。

すべての対象事業についてヒアリング等が終了した後、それぞれの班での評価及び方向性に係る意見の案について、委員全員で審議し、最終的な評価及び方向性に係る意見を決定する（2日目＝10月4日）。

4 評価の実施方法

(1) 班ごとによる評価の流れ（1日目＝8月7日）

1事業あたり50分でヒアリング等を実施する。具体的な流れは次のとおり。

No.	項目	内 容	時間
1	説明	事業等所管課からシートの内容（事業の目的、内容、成果、自己評価結果と理由）を中心に説明	10分

2	質疑	事業等所管課の説明における不明な点などについて質疑	20分
3	意見交換	質疑を踏まえて、評価者（各委員）がどのような方向性とするべきと考えたか表明し、意見交換する	15分
4	まとめ	意見交換を踏まえ、当該事業の評価及び方向性に係る意見案を決定する ※各班のリーダーが取りまとめる。評価が分かれる場合は多数決（同数の場合リーダーが決定）	5分

※ 2の質疑と3の意見交換は明確に分けられない場合も多いため、35分の中で適宜行う。所管課は委員から促されるまで退席しない。

(2) 評価の視点等

ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断する。

（事務事業評価シートは、妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点で評価を行う仕組みとしており、外部評価においてはこれらの視点を参考として取り扱う。）

(3) 評価の取りまとめ（2日目＝10月4日）

委員全員による評価の取りまとめの際には、まず、各班のリーダーが「主な意見」、「その評価とした理由」等について説明する。

基本的には班での評価等の案を尊重しつつ、修正すべき点があるかどうか、全体で審議し、最終的な評価等を決定する。

5 その他

(1) 外部評価の結果は「建議書」として取りまとめ、委員会から町長に提出後、町がホームページ等で住民に公表するものとする。

(2) 委員個人または所属する団体等が利害関係を有する事業を担当せざるを得ない場合で、評価（案を含む）を多数決により決することとなった場合には、委員は当該事業の採決に加わることができないものとする。また、個人や団体の利益を代表するような意見を表明することも差し控えるものとする。

以上

参考資料4 愛川町行政改革推進委員会の概要

- 設置根拠 愛川町附属機関の設置に関する条例
愛川町行政改革推進委員会規則
(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)
- 設置目的 社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- 所掌事項
 - (1) 行政改革大綱の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (2) 行政評価制度における外部評価に関すること。
 - (3) その他行財政運営の簡素・効率化の推進のために必要な事項
- 委員名簿 (10月4日 現在)

No.	氏名	選出区分	
1	こざの しげ お 古座野 茂 夫	公募による町民等	
2	うた だ はる み 歌 田 晴 美		
3	うし やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学政治経済学部教授
4	お なが よう こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員会委員
5	ば ば しげ かつ 馬 場 滋 克		元町職員(総務部長)
6	ひら わた のぼる 平 綿 昇	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店支店長
7	えの もと かず まさ 榎 本 計 雅	関係団体等 の代表者	町農業委員会委員 ※第2回行政改革推進委員会までは、 矢後良夫委員
8	かき しま けん いち 柿 島 憲 一		神奈川県内陸工業団地協同組合 専務理事
9	いい やま よし ひろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長
10	やま ぐち かず こ 山 口 和 子		町民生委員児童委員協議会女性代表
11	ね も と まゆみ 根 本 真由美		町PTA連絡協議会母親委員会 委員長